

## 大阪大学D3センターサイバーメディアcommons利用負担金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学D3センターサイバーメディアcommons使用要項第10条第2項の規定に基づき、サイバーメディアcommonsの利用負担金について必要な事項を定めるものとする。

(利用負担金の額)

第2条 利用負担金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) Mishité（ビジュアルライゼーションラボラトリー）については別表第1による。
- (2) i→Re（ファブリケーションラボラトリー）については別表第2による。
- (3) Café（カフェ）については別表第3による。
- (4) Meeting（ミーティングルーム）については別表第4による。
- (5) Freesp（フリースペース）については別表第5による。
- (6) e-Loungeについては別表第6による。
- (7) Lobby（ロビー）については別表第7による。

(利用負担金の納付等)

第3条 納付方法は学内利用者については予算振替とし、会計年度毎に納付するものとする。学外利用者については、原則として振り込みによる前納とする。

2 既納の利用負担金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用負担金を返還することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、使用等ができなくなったとき。
- (2) 本センターの都合により使用等を取消、又は中止させるとき。
- (3) 第2条に掲げる別表に返還の定めがあるとき。

附 則

この細則は、令和6年10月1日から施行する。

サイバーメディアコモンズ利用負担金

別表第1

Mishité（ビジュアライゼーションラボラトリー） 94 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	大阪大学固定資産管理規則に基づく貸付料（以下「本学貸付料」という。）

別表第2

i→Re（ファブリケーションラボラトリー） 46 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料	機器使用料（大判プリンタ）
学内利用者	無料	無料
学外利用者	本学貸付料	利用不可(注1)

※機器使用料は、当面の間無料とする。

(注1) D3 センター長が認めた場合はこの限りでない。

別表第3

Café（カフェ） 47 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第4

Meeting（ミーティングルーム） 19 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第5

Freesp（フリースペース） 147 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第6

e-Lounge

58 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第7

Lobby (ロビー)

56 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料